

学校法人長崎学院 役員報酬規程

2020(令和 2)年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人長崎学院（以下、「学院」という。）の寄附行為第 36 条の 3 及び給与規程第 2 条の 2 に基づき、役員報酬等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいい、学院における常勤の役員は、理事長及び常務理事とする。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤以外の役員をいう。但し、教職員を兼務する理事は除く。
- (4) 学院の専任の職員が、理事となる場合は、この規程は適用せず、当該職員が現に学院の給与規程に基づき支給を受けている給与とする。
- (5) 役員報酬等とは、報酬、賞与、退任功労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員には、報酬、賞与、退任功労金を支給する。
- (2) 非常勤役員には、報酬、退任功労金を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第 4 条 役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 常勤の役員に対する報酬等の額は、常勤役員俸給表に定める額とする。

常勤役員俸給表

(単位 円)

俸給月額		
号俸	理事長	常務理事
1	430,000	380,000
2	480,000	430,000
3	530,000	480,000
4	580,000	530,000
5	630,000	580,000
6	680,000	630,000
7	730,000	680,000
8	780,000	730,000
9	830,000	780,000
10	880,000	830,000
11	930,000	880,000
12	980,000	930,000
13	1,030,000	980,000
14	1,080,000	1,030,000

(2) 常勤の役員は、給与規程第 25 条の定めに従い、職員の支給率に準じ支給する。但し、学院の経営状況においては、理事会の議を経て、支給率が変動することがある。

(3) 役員は、下記の算式により算出される額を支給する。

ア 常勤役員

退任時における報酬月額（諸手当を除く）×在任年数

但し、在任年数は在任月数÷12とし、端数は四捨五入する。

イ 非常勤役員

退任時における報酬年額×在任年数

但し、在任年数は在任月数÷12とし、端数は四捨五入する。

(4) 退任功労金については、前号の規定のほか学院役員退任功労金支給規程による。

2 非常勤の役員に対する 4 月から翌年 3 月までの報酬は、下記に定める額とし、その支給は、毎年 3 月末日とする。

(1) 非常勤理事 50,000 円

(2) 非常勤監事 100,000 円

3 年の途中で就任又は辞任等した場合は、下記の算式により月割で計算した額を支給する。

(1) 途中で就任の場合

役員報酬年額×就任した月より翌年3月までの月数÷12=支給額

(2) 途中で辞任等の場合

役員報酬年額×4月より辞任等した月までの月数÷12=支給額

(役員の出張旅費等)

第5条 役員が職務により宿泊・出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費等を支給する。

2 非常勤役員が理事会等に出席する場合には、日当10,000円（源泉徴収後）を支給する。

(公表)

第6条 学院は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、2020（令和2）年4月1日より施行する。

学校法人長崎学院 役員・評議員報酬規程（平成16年4月1日制定）は、廃止し、別に学校法人長崎学院評議員報酬規程（2020（令和2）年4月1日制定）を置く。

附 則

この規程は、2022（令和4）年4月1日から施行する。